

令和5年度議会評価報告書



令和 6年 6月 6日
滝 沢 市 議 会

目 次

- 令和5年度議会評価について・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 議会評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- 議会評価シート個票・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～39
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40～42
 - ・資料1 議員自己評価の結果
 - ・資料2 議会評価と議員自己評価の比較

令和5年度議会評価について

令和5年度議会評価は、議会基本条例の条文に基づき、滝沢市議会で掲げている「開かれた議会」「市民とともに歩む議会」「行動する議会」の3つの理念毎に、条文の目的、内容について達成できているか否かを議会評価シートにより実績で確認しました。達成できている場合は「◎」、一部達成できている場合は「○」、できていない場合は「×」としています。

評価することにより、現在の滝沢市議会の状態を確認し、また、今後、取り組むべき課題を確認することができました。

今後は、この評価内容を基に、政策サイクルの評価を実施し、評価結果を議会運営に十分に活かせるよう、市民の皆様から意見等をいただきながら、滝沢市議会の目指すビジョンの達成に向け取り組んでいきます。

令和5年度議会評価について

【開かれた議会】

3つの理念	章	個別条例	評価
開かれた議会	議会と議員の活動原則	第5条【通年議会】	◎
開かれた議会	市民と議会の関係	第6条【情報公開と説明責任】	◎
開かれた議会	市民と議会の関係	第7条【広聴広報活動の充実及び市民との連携】	○
開かれた議会	政務活動費	第26条【政務活動費】	◎
全体評価			○

「開かれた議会」では、議会活動の情報発信の充実が、議会や市政に関心を深めてもらうために重要であり、たくさんの市民に伝わるよう様々な方法で公開していくことが大切であると考えます。通年議会の実施、議会のインターネット配信やYouTubeでの映像配信のほか、議会だより、ホームページ、議事録の公開、政務活動費の公開等を行っています。今後、市民が知りたい情報へ簡単にアクセスできるよう、ホームページの改修やSNS等多様な情報提供の導入についても検討が必要ではないかと考えています。

【市民とともに歩む議会】

3つの理念	章	個別条例	評価
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第8条【市民議会】	◎
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第9条【議会報告会】	◎
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第10条【市民懇談会】	◎
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第11条【政策討論会】	×
市民とともに歩む議会	議会支援機能の充実	第23条【議会サポーターの設置】	○
全体評価			○

「市民とともに歩む議会」において、市民の声は、市民の代表である議会にとって活動の要となるものと考えます。そのため、請願等の審議をはじめ、市民議会、議会報告会、市民懇談会等の実施を通して市民の声を聴取しております。しかしながら、政策討論会、議会サポーターの設置は現在未実施であり、令和5年度から継続して検討を進めているところです。

【行動する議会】

3つの理念	章	個別条例	評価
行動する議会	市長等と議会の関係	第12条【市長等との関係の基本原則】	◎
行動する議会	市長等と議会の関係	第13条【議会審議における論点情報の形成】	○
行動する議会	市長等と議会の関係	第14条【政策評価】	×
行動する議会	市長等と議会の関係	第15条【予算、決算における政策説明】	◎
行動する議会	市長等と議会の関係	第16条【議決事件の追加】	◎
行動する議会	会議の運営	第17条【自由討議による合意形成】	◎
行動する議会	会議の運営	第18条【委員会の活動】	◎
行動する議会	会議の運営	第19条【政策検討会】	×
行動する議会	会派及び議員連盟	第20条【会派】	○
行動する議会	会派及び議員連盟	第21条【議員連盟】	○
行動する議会	議会支援機能の充実	第22条【議会モニターの設置】	◎
行動する議会	議会支援機能の充実	第24条【議会アドバイザーの設置】	◎
行動する議会	議会支援機能の充実	第25条【附属機関の設置】	×
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第27条【議員研修の充実強化】	◎
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第28条【議会図書室の充実】	◎
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第29条【議会事務局の体制整備】	◎
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第30条【議会費の確保】	◎
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第31条【議員の政治倫理】	◎
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第32条【議員定数】	○
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第33条【議員報酬】	○
行動する議会	危機管理	第34条【危機管理】	○
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第35条【議会の評価】	○
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第36条【議会改革】	○
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第37条【最高規範性】	◎
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第38条【見直し手続】	○
全体評価			○

「行動する議会」においては、市民が何を求めるかを見極め、議会としてすべきことを考え議会改革に取り組んできました。政策評価、政策検討会、議員連盟、附属機関の設置については、未実施であり、今後、取り組みを協議する必要があります。また、自由討議による合意形成、委員会の活動、議会アドバイザーの設置等は概ね達成できており、今後も、活発な議員間討議を目指し、継続して取り組むべきと考えます。議会図書室の充実については、市民が興味を持ち、より利用しやすい図書室の設置を検討してまいります。

議会と議員の活動原則(開かれた議会)

検証年月日
R6.5.31

項目	通年議会		条文	第5条
滝沢市議会基本条例	(通年議会) 第5条 議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、会期を通年とする。 2 通年議会に関し必要な事項は、別に定める。			
評価細目	通年か否か	要綱等があるかないか		
取組実績	(第1項) ・通年か否か 平成26年1月から、定例会の会期を1月から12月までとし、通年議会を実施している。 (第2項) ・要綱の有無：有 滝沢市議会通年議会に関する要綱(平成26年議会訓令第2号)			
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組				
関係例規	滝沢市議会通年議会に関する要綱 滝沢市議会定例会の回数に関する条例 滝沢市議会定例会の招集に関する規則			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	情報公開と市民参加		条文	第6条
滝沢市議会 基本条例	(情報公開と市民参加) 第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。 2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。			
評価細目	会議の種類と公開の有無	会議の種類と議事録作成の有無、公開手法数	参考人制度等活用件数	提案者の意見聴取数、方法
取組実績	(第1項)第2項以下で評価 (第2項) ・議会活動の情報公開 ①本会議②常任委員会③全員協議会 議会中継(①②) ・本会議、予算決算常任委員会(議場)については、議会中継システムによりYouTube配信。スマートフォン、ホームページ等で、いつでも見ることができ環境を整備。 (第3項) 会議録作成(①②③) ・すべての会議で作成している。公開については、本会議、予算決算常任委員会(議場)、全員協議会については、会議録検索システムで常時公開。その他については、申請が必要。 (第4項) 参考人制度等活用件数 4件 ・当事者(提案者)を参考人として呼んでいる。専門的、政策的意見の反映はない。 総務教育常任委員会 1件(R6.2.27) 環境厚生常任委員会 2件(R5.8.31、R6.2.26) 産業建設常任委員会 1件(R6.2.14) (第5項) 提案者の意見聴取数・方法 4件(参考人制度を活用)			
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要 内容:		
今後必要な取組				
関係例規				
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市民と議会の関係(開かれた議会)

検証年月日
R6.5.31

項目	広聴広報活動の充実及び市民との連携		条文	第7条
滝沢市議会基本条例	(広聴広報活動の充実及び市民との連携) 第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。			
評価細目	意見交換の種類と回数	議会における研修の回数	政策提言数	
取組実績	(第1項)第2項以下で評価 (第2項) 意見交換の種類と回数 ①議会広報紙 年5回 ②市民議会(R6.1.28) 1回 ③議会報告会(R5.5.28) 1回 ④市民懇談会 4回 ⑤政策討論会 0回 ⑥ホームページ 通年 ⑦SNSの活用 無 議会における研修の回数 3回 市民との意見交換のための研修 SOUNDカードを使ったワールドカフェ形式の研修(R5.5.24、R5.9.19、R6.3.8) 政策提言数 1件 「滝沢市に必要な医療体制」			
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組	より市民の声を聴くため、また、市民が情報にアクセスしやすくなるため、SNSの活用等、多様な情報発信の検討。			
関係例規	滝沢市議会議会広報発行規程 滝沢市議会市民議会実施要綱 滝沢市議会議会報告会実施要綱 滝沢市議会市民懇談会実施要綱			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	政務活動費		条文	第26条
滝沢市議会 基本条例	(政務活動費) 第26条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例(平成15年滝沢村条例第15号)の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。 2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。			
評価細目	他者による政務活動費のチェックの有無	政務活動費の公表の有無		
取組実績	(第1項) 他者によるチェックの有無: 有 ・議長に提出された報告書を年に一度確認している (第2項) 公表の有無: 有 ・個人(会派)ごとに支出内訳、領収書、行程表及び視察報告書を添付した収支報告書をホームページに掲載している。			
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組				
関係例規	滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例 滝沢市議会の政務活動費の交付等に関する規則 滝沢市議会政務活動費使途基準の運用指針			
参考事項	○地方自治法第100条(中略) 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面または電磁的記録をもって議長に報告するものとする。 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	市民議会		条文	第8条
滝沢市議会 基本条例	(市民議会) 第8条 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。 2 市民議会に関し必要な事項は、別に定める。			
評価細目	市民議会開催の有無	要綱等があるかないか		
取組実績	(第1項) 市民議会開催の有無:有(R6.1.28) 1 千葉 優希 市民議会議員【滝沢市芸術文化協会】 「自分らしく生きることを大切にできる町づくりへ」 2 佐藤 昌幸 市民議会議員【特定非営利活動法人Future Seeds】 「多様な担い手が参画する新たな子ども、子育て支援」 3 関 ミチル 市民議会議員【こどものデイサービスなないろ・なないろぷち】 「医療的ケアがあっても、家族と友達と地域で暮らしたい」 4 玉内 昭子 市民議会議員【学生服リユースshopさくらや盛岡店】 「大釜駅周辺の開発及び子育て支援について」 (第2項) 要綱の有無: 有 滝沢市議会市民議会実施要綱(平成26年議会告示第4号)			
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組				
関係例規	滝沢市議会市民議会実施要綱			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会報告会	条文	第9条
滝沢市議会基本条例	(議会報告会) 第9条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。		
評価細目	議会報告会の開催数・参加人数	要綱等があるかないか	
取組実績	(第1項) 議会報告会の開催数 1回(R5.5.28) 参加人数 67人 自治会 19名(28.3%) 大学生 16名(23.9%) 高校生 9名(13.4%) 小中学校PTA 7名(10.4%) 商工会 4名(6.0%) 保育関係 5名(7.6%) 一般 7名(10.4%) ※令和5年度は改選期のため、議会フォーラムの開催をもって議会報告会としている。 (第2項) 要綱の有無: 有 滝沢市議会議会報告会実施要綱(平成26年議会告示第1号)		
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組			
関係例規	滝沢市議会議会報告会実施要綱		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	市民懇談会		条文	第10条
滝沢市議会 基本条例	(市民懇談会) 第10条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。 2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。			
評価細目	市民懇談会の 開催数・参加 人数	要綱があるか ないか		
取組実績	(第1項) 市民懇談会の開催数 4回 R5.12.19 滝沢市学童保育連絡協議会(15名) R6.1.25 滝沢市自治会連合会(24名) R6.2.1 一般社団法人 滝沢市観光物産協会(13名) R6.2.14 社会福祉法人プレイズザロード ギフト(19名) (第2項) 要綱の有無: 有 滝沢市議会市民懇談会実施要綱(平成26年議会告示第5号)			
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組				
関係例規	滝沢市議会市民懇談会実施要綱			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	政策討論会	条文	第11条
滝沢市議会 基本条例	(政策討論会) 第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。 2 政策討論会に関し必要なことは、別に定める。		
評価細目	政策討論会開催数・市民参加者数	要綱等があるかないか	
取組実績	(第1項) 政策討論会開催数 0回 (第2項) 要綱の有無: 無		
評価	×	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組	政策討論会の要綱作成及び実施の検討。		
関係例規			
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会サポーターの設置		条文	第23条	
滝沢市議会 基本条例	(議会サポーターの設置) 第23条 議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。 2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。 3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。 4 議会サポーターの氏名は公開を原則とし、その協力活動は原則として無償とする。 5 議会サポーターに関し必要なことは、別に定める。				
評価細目	設置の有無	活動の有無	学習機会の提供の有無	公表の有無	要綱があるかないか
取組実績	(第1項) 設置の有無： 無 ・ホームページで通年で募集している。 (第2項) 活動の有無： 無 (第3項) 学習機会の提供の有無： 無 (第4項) 公表の有無： 無 (第5項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議会サポーター設置要綱(平成26年議会告示第3号)				
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要 内容:			
今後必要な取組	議会サポーターの具体的活用の検討の継続。				
関係例規	滝沢市議会議会サポーター設置要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	市長等との関係の基本原則	条文	第12条
滝沢市議会 基本条例	(市長等との関係の基本原則) 第12条 市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。 2 議会における議員と市長及び執行機関の長(以下「市長等」という。)との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。 3 議長から本会議、委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。 4 議員は、法律の規定によるもののほか、市長等が任命する附属機関の委員には就任しないものとする。		
評価細目	一問一答方式の採用の有無	市側の反問権の行使数(マイナスポイント)	市長等が任命する附属機関への就任(マイナスポイント)
取組実績	(第1項) ※第2項以下で評価 (第2項) 一問一答方式の採用の有無 : 有 (第3項) 市側の反問権の行使数: 無 (直近の実績:H27.12.16、H29.6.20) (第4項) 市長等が任命する附属機関への就任 : 無		
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要 内容:	
今後必要な取組			
関係例規	滝沢市議会反問権の行使等に関する要綱 滝沢市議会先例集61 一般質問		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会審議における論点情報の形成	条文	第13条
滝沢市議会 基本条例	(議会審議における論点情報の形成) 第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の必要性 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果 2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たって、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行うものとする。		
評価細目	議案における7項目の確認	各常任委員会における市側の説明回数、予算決算常任委員会における課題設定の有無	
取組実績	(第1項) 議案における7項目の確認の有無 : 無 (第2項) 各常任委員会における市側の説明回数: 2回 ・予算決算常任委員会(決算・予算) 予算決算常任委員会における課題設定 : 有 ・令和4年度決算審査: 政策提言 ・令和6年度当初予算審査: 議会が重要と判断する課題		
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組	研修等も含めた議案審議の充実への取り組みの検討。		
関係例規			
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	政策評価	条文	第14条
滝沢市議会 基本条例	(政策評価) 第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。 2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。		
評価細目	政策評価の実施の有無	要綱等があるかないか	
取組実績	(第1項) 政策評価の実施の有無 : 無 (第2項) 要綱の有無 : 無		
評価	×	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組	要綱の作成、具体的な評価手法の検討。		
関係例規	地方自治法第96条、第98条、第100条第1項(議会の議決事件、検査権、調査権)		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	予算、決算における政策説明	条文	第15条
滝沢市議会 基本条例	(予算、決算における政策説明) 第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。		
評価細目	分野別審査の 実施の有無	附帯決議の有 無	
取組実績	分野別審査の実施の有無 : 有 総務教育分野、環境厚生分野、産業建設分野において、分野毎に審査を実施している。 附帯決議の有無 : 有 R6.3.18 令和6年度滝沢市一般会計予算に対する「委員会附帯決議」提出		
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組			
関係例規	予算決算常任委員会専門委員会設置要領 滝沢市各会計当初予算及び決算に係る審査要領		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

市長等と議会の関係(行動する議会)

検証年月日
R6.5.31

項目	議決事件の追加		条文	第16条
滝沢市議会 基本条例	(議決事件の追加) 第16条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。			
評価細目	議決すべき事件の追加の有無	条例があるかないか		
取組実績	(第1項) 議決すべき事件の追加の有無 : 有 (第2項) 条例の有無: 有 滝沢市自治基本条例(平成26年条例第1号) 滝沢市名誉市民に関する条例(昭和43年条例第20号)			
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組				
関係例規	地方自治法第96条第2項 (前略) 普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。 滝沢市自治基本条例 滝沢市名誉市民に関する条例			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	自由討議による合意形成	条文	第17条
滝沢市議会 基本条例	(自由討議による合意形成) 第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。 2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。		
評価細目	自由討議の実施回数	市長等の参加回数(マイナスポイント)	各議案分類ごとの自由討議の参加者数
取組実績	(第1項) 自由討議の実施回数: 6回(委員会での実施) (第2項) 市長等の参加回数 : 無 ・自由討議には出席要請をしていない (第3項) 各議案分類ごとの自由討議の参加者数(延べ) 請願・陳情 23人 予算決算審査 決算審査 26人 予算審査 25人		
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組			
関係例規	滝沢市議会自由討議実施要綱		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	委員会の活動			条文	第18条
滝沢市議会基本条例	(委員会の活動) 第18条 議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。				
評価細目	資料公開手段数	議事録等資料公開の有無	各議案分類ごとの自由討議の参加者数	委員会における自由討議実施回数	委員会における市民からの懇談要請数
取組実績	(第1項) 資料公開手段数 1(申請による交付(紙)) 議事録等資料公開の有無 : 有(申請必要) (第2項) 各議案分類ごとの自由討議の参加者数 請願・陳情 23人 委員会における自由討議実施回数 4回 (第3項) 委員会における市民からの懇談要請数 4回				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:		
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会会議規則 滝沢市議会委員会条例				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	政策検討会		条文	第19条
滝沢市議会 基本条例	(政策検討会) 第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。 2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。			
評価細目	政策検討会の開催数	要綱等があるかないか		
取組実績	(第1項) 政策検討会開催数 0回 (第2項) 要綱等の有無: 無			
評価	×		◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組	政策検討会の要綱作成及び実施の検討。			
関係例規				
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	会派	条文	第20条
滝沢市議会 基本条例	(会派) 第20条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。 3 会派に関し必要な事項は、別に定める。		
評価細目	会派の結成の有無	会派の政策的理念の公開の有無	要綱等があるかないか
取組実績	(第1項) 会派の結成の有無：有 R5.4.1 滝政会、一新会、滝沢市民クラブ、公明党、新志会、日本共産党 R5.8.8 滝政会、市民クラブ、自由民主クラブ、公明党、日本共産党 (第2項) 会派の政策的理念の公開の有無：無 (第3項) 要綱等の有無：有		
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組	政策理念の公開を含む会派の活動内容の公開についての検討。		
関係例規	滝沢市議会の会派に関する規程		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議員連盟		条文	第21条
滝沢市議会 基本条例	(議員連盟) 第21条 議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体(以下「議員連盟」という。)を結成することができる。 2 議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。 3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。 4 議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。			
評価細目	議員連盟の結成数	議員連盟における研修の回数	議員連盟参加議員数	要綱等があるかないか
取組実績	(第1項) 議員連盟の結成数： 無 (第2項) 議員連盟における研修の回数： 無 (第3項) 議員連盟参加議員数： 0人 (第4項) 要綱の有無： 有 滝沢市議会議員連盟の設立等に関する規程(平成27年議会訓令第1号)			
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要 内容:		
今後必要な取組	令和5年度においては、議員連名結成の必要はなかった。			
関係例規	滝沢市議会議員連盟の設立等に関する規程			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会モニターの設置			条文	第22条
滝沢市議会基本条例	(議会モニターの設置) 第22条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。 2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。 3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。 4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。 5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	設置の有無	意見の有無と意見数	意見の反映件数	公表の有無	要綱等があるかないか
取組実績	(第1項) 設置の有無：有(R6.3.31現在 6名) (第2項) 意見の有無：有 意見数：5件(議会広報紙のアンケート回答) (第3項) 意見の反映件数：有 ・議会運営委員会にて取り扱いを協議 (第4項) 公表の有無：有(ホームページ) (第5項) 要綱の有無：有 滝沢市議会議会モニター設置要綱(平成26年議会告示第2号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要 内容:			
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会議会モニター設置要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会アドバイザーの設置		条文	第24条	
滝沢市議会 基本条例	(議会アドバイザーの設置) 第24条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。 2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。 3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。 4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めるときは、謝礼等を支給するものとする。 5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。				
評価細目	設置の有無	指導の有無	情報提供の有無	公表の有無	要綱があるかないか
取組実績	(第1項) 設置の有無：有 (R6.3.31時点 3名) (第2項) 活動の有無：有 ・議会評価や自由討議への助言、研修会の講師等 (第3項) 情報提供の有無：有 (第4項) 公表の有無：有 (第5項) 要綱の有無：有 滝沢市議会議会アドバイザー設置要綱(平成27年議会告示第1号)				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:		
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会議会アドバイザー設置要綱				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	附属機関の設置		条文	第25条
滝沢市議会 基本条例	(附属機関の設置) 第25条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとする。 2 附属機関に関し必要な事項は、別に定める。			
評価細目	設置の有無	要綱があるかないか		
取組実績	(第1項) 設置の有無： 無 (第2項) 要綱の有無： 無			
評価	×	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組	令和5年度においては附属機関設置の必要はなかった。要綱については作成の検討が必要。			
関係例規				
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議員研修の充実強化		条文	第27条
滝沢市議会 基本条例	(議員研修の充実強化) 第27条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。			
評価細目	議員全員を対象とした議員研修の回数			
取組実績	議員全員を対象とした議員研修の回数： 4回 <ul style="list-style-type: none"> ・R5.5.24 議会改革に関する研修会(SOUNDカードを使って対話しよう) ・R5.8.22 議員研修会(議会運営について) ・R5.11.7 議員研修会(議会における質疑質問のあり方ほか) 			
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組				
関係例規				
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会図書館の充実	条文	第28条
滝沢市議会 基本条例	(議会図書室の充実) 第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。		
評価細目	議会図書館の 設置の有無		
取組実績	設置の有無：有 ・月刊誌「ガバナンス」、「地方自治」、「地方議会人」、日刊新聞2紙などを定期購読している。 ・市の計画、過去の議会広報誌等も配架している。		
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組			
関係例規	地方自治法第100条第19項、第20項(図書室設置、一般利用の指定)		
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会事務局の体制整備			条文	第29条
滝沢市議会 基本条例	(議会事務局の体制整備) 第29条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。				
評価細目	議会事務局研修参加人数				
取組実績	研修の参加人数 延べ4名 ・岩手県市議会議長会事務局職員研修 ①R5.8.23 テーマ研究「議会の高度化・標準化」 2名 ②R6.2.15 「対話する議会・議員」実現のために議会事務局が出来ること 2名				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:		
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会事務局設置条例 滝沢市議会事務局規程				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会費の確保			条文	第30条
滝沢市議会 基本条例	(議会費の確保) 第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、議会費の確保に努めるものとする。 2 議会は、議長交際費を含め、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページ等により市民に公表しなければならない。				
評価細目	議会費の確保の有無	議長交際費のホームページ公開の有無	議会費の使途の公開媒体数		
取組実績	(第1項) 議会費の確保の有無: 有 (第2項) 議長交際費のホームページで公開の有無: 有 ・当月分を翌月15日までに公開。また、議会事務局において閲覧も可能としている。 議会費の使途の公開媒体数 1個 ・決算状況についてホームページで公開				
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:		
今後必要な取組					
関係例規	滝沢市議会議長交際費支出基準 滝沢市議会議長交際費の公表に関する取扱い基準				
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議員の政治倫理	条文	第31条
滝沢市議会 基本条例	(議員の政治倫理) 第31条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、並びに識見を養うよう努めなければならない。		
評価細目	政治倫理に関する違反等(不祥事)の件数(マイナスポイント)		
取組実績	政治倫理に関する違反等の件数: 無		
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組			
関係例規			
参考事項	堺市:昭和58年、全国初の「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」を制定。		

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議員定数	条文	第32条
滝沢市議会 基本条例	(議員定数) 第32条 議員の定数は、滝沢市議会の議員の定数を定める条例(平成13年滝沢市条例第17号)で定める。 2 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関として機能を果たす役割についても考慮するものとする。 3 第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。 4 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。		
評価細目	条例の有無	議員定数に関する会議の開催数	第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数
取組実績	(第1項) 条例の有無: 有 滝沢市議会の議員の定数を定める条例(平成13年条例第17号) (第2項) 議員定数に関する議会の開催数: 0件 (第3項) 第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数 :0件 (第4項) 第1項の改正時における議員提案の有無 :無		
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組	定期的な見直しの有無の必要性について、どのような対応方針で進めるべきか協議が必要。		
関係例規	滝沢市議会の議員の定数を定める条例		
参考事項			

評価: ◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議員報酬		条文	第33条
滝沢市議会 基本条例	(議員報酬) 第33条 議員の報酬は、滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年滝沢村条例第16号)で定める。 2 前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。 3 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。			
評価細目	条例の有無	第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数	第1項の改正時における議員提案の有無	
取組実績	(第1項) 条例の有無: 有 滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年条例第16号) 滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める条例(平成28年条例第14号) (第2項) 第1項の改正がある場合の参考人制度、公聴会制度等の開催数: 0回 (第3項) 第1項の改正時における議員提案の有無: 無			
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組	定期的な見直しの有無の必要性について、どのような対応方針で進めるべきか協議が必要。			
関係例規	滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める条例			
参考事項	平成27年定例会7月会議において、議員発議による条例の改正(議員報酬の増額等)			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	危機管理		条文	第34条 第1項～第2項
滝沢市議会 基本条例	(危機管理) 第34条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。 2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。			
評価細目	災害時の対応 ルールの有無	市側と連携した 防災訓練の有 無		
取組実績	(第1項) 災害時の対応ルールの有無： 有 ・滝沢市議会災害対応指針・滝沢市議会業務継続計画(議会BCP)(令和5年) ・滝沢市議会災害対策連絡会議規程(平成27年訓令第2号) ・滝沢市議会災害等緊急連絡網(平成27年) (第2項) 市側と連携した防災訓練の有無： 無			
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成		
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:	
今後必要な取組	具体的な防災訓練の実施。			
関係例規	滝沢市議会災害対策連絡会議規程			
参考事項				

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会の評価			条文	第35条
滝沢市議会 基本条例	(議会の評価) 第35条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。 2 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。 3 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。 4 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。 5 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。				
評価細目	毎年評価の実施の有無	評価の公開の有無	評価内容により改善した事例の有無	議会評価における市民の参加者数	議会評価における要綱等の有無
取組実績	(第1項) 毎年評価の実施の有無 : 有 (第2項) 評価の公開の有無: 有 ・ホームページ、広報 (第3項) 評価内容により改善した事例の有無: 有 ・議会活動が伝わらないとの評価を受け、情報発信について協議。 (第4項) 議会評価における市民の参加者数 ・R5.5.28 議会フォーラム参加者数 67人 (第5項) 要綱の有無: 無				
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成			
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:		
今後必要な取組	市民参加も含めた議会評価の要綱の作成の検討				
関係例規					
参考事項					

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	議会改革				条文	第36条
滝沢市議会 基本条例	(議会改革) 第36条 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議(以下「議会改革推進会議」という。)を設置するものとする。 2 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。 3 議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。					
評価細目	議会改革推進 会議設置の有 無	改革に関する 研修実施の有 無	条例の見直し 実施の有無	要綱があるか ないか		
取組実績	(第1項) 議会改革推進会議設置の有無: 有 ・滝沢市議会議会改革推進会議規程(平成26年議会訓令第3号) (第2項) 改革に関する研修実施の有無: 有 ・R5.5.24 議会改革に関する研修会(SOUNDカードを使って対話しよう) 条例の見直し実施の有無: 無 (第3項) 要綱があるかないか: 有 滝沢市議会議会改革推進会議規程(平成26年議会訓令第3号)					
評価	○	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成				
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要 内容:				
今後必要な取組	第三者評価を導入するなかで、条例の見直しについても検討					
関係例規	滝沢市議会議会改革推進会議規程					
参考事項						

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	最高規範性	条文	第37条
滝沢市議会 基本条例	(最高規範性) 第37条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。		
評価細目	反する規定の有無	基本条例に関する研修の有無	
取組実績	(第1項) 反する規定の有無： 無 (第2項) 基本条例に関する研修の有無： 有 ・一般選挙後の議員研修会 (R5.11.7) で実施した。		
評価	◎	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組			
関係例規			
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

項目	見直し手続き	条文	第38条 第1項～第3項
滝沢市議会 基本条例	<p>(見直し手続) 第38条 議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。 3 議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。</p>		
評価細目	市民の意見の変化と条例の内容に関する検証の有無	第1項に関する検証結果の公表の有無	検証実施時における市民の参加者数
取組実績	<p>(第1項) 市民の意見の変化と条例の内容に関する検証の有無： 有 ・議会改革推進会議において、検証を実施 (第2項) 第1項に関する検証結果の公表の有無： 有 ・議会評価と併せてホームページに公開 (第3項) 検証実施時における市民の参加者数 0人</p>		
評価	<input checked="" type="radio"/>	◎:達成 ○:一部達成 ×:未達成	
条文改正	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	内容:
今後必要な取組	市民参加の在り方の検討		
関係例規			
参考事項			

評価:◎:全部達成、○:ひとつでも達成(または、ひとつでも未達成)、×:全て未達成

参考資料

また、滝沢市議会を目指す理想の姿を確認するため、議員全員で自己評価に取り組みました。議会評価と同様に◎、○、×の3段階評価とし、議員全員の評価をまとめました。

資料1は、◎を5点、○を3点、×を0点とし100点換算で平均点を算出したものです。政策討論会や政策検討会、附属機関の設置、議員連盟については、取り組みが進んでおらず、実績評価と同様に低い評価となっています。

資料2は、議会評価（青の棒グラフ）と議員の自己評価（オレンジの折れ線グラフ）を比較した資料です。今後の政策サイクルの評価の資料として活用してまいります。

資料 1

3つの理念	章	個別条例	平均点
開かれた議会	議会と議員の活動原則	第5条【通年議会】	91
開かれた議会	市民と議会の関係	第6条【情報公開と説明責任】	85
開かれた議会	市民と議会の関係	第7条【広聴広報活動の充実及び市民との連携】	77
開かれた議会	政務活動費	第26条【政務活動費】	89
平均点			86

3つの理念	章	個別条例	平均点
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第8条【市民議会】	81
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第9条【議会報告会】	81
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第10条【市民懇談会】	78
市民とともに歩む議会	市民と議会の関係	第11条【政策討論会】	8
市民とともに歩む議会	議会支援機能の充実	第23条【議会サポーターの設置】	25
平均点			55

3つの理念	章	個別条例	平均点
行動する議会	市長等と議会の関係	第12条【市長等との関係の基本原則】	74
行動する議会	市長等と議会の関係	第13条【議会審議における論点情報の形成】	68
行動する議会	市長等と議会の関係	第14条【政策評価】	21
行動する議会	市長等と議会の関係	第15条【予算、決算における政策説明】	76
行動する議会	市長等と議会の関係	第16条【議決事件の追加】	68
行動する議会	会議の運営	第17条【自由討議による合意形成】	83
行動する議会	会議の運営	第18条【委員会の活動】	85
行動する議会	会議の運営	第19条【政策検討会】	21
行動する議会	会派及び議員連盟	第20条【会派】	75
行動する議会	会派及び議員連盟	第21条【議員連盟】	38
行動する議会	議会支援機能の充実	第22条【議会モニターの設置】	75
行動する議会	議会支援機能の充実	第24条【議会アドバイザーの設置】	91
行動する議会	議会支援機能の充実	第25条【附属機関の設置】	39
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第27条【議員研修の充実強化】	85
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第28条【議会図書室の充実】	55
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第29条【議会事務局の体制整備】	82
行動する議会	議会及び事務局の体制整備	第30条【議会費の確保】	87
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第31条【議員の政治倫理】	83
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第32条【議員定数】	79
行動する議会	議員の政治倫理並びに定数及び報酬	第33条【議員報酬】	67
行動する議会	危機管理	第34条【危機管理】	68
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第35条【議会の評価】	71
行動する議会	議会の評価と議会改革の推進	第36条【議会改革】	75
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第37条【最高規範性】	81
行動する議会	最高規範性及び見直し手続	第38条【見直し手続】	71
平均点			69

資料 2

